

第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会 (会 議 録)

日時：平成20年8月21日(木)
午後1時30分から
場所：小林市中央公民館大ホール

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎

3 議 事

① 報告事項

報告第14号 第4回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について… 3

② 協議事項

協議第33号 合併の期日について…………… 5

協議第34号 財産及び債務の取扱いについて…………… 15

協議第35号 条例、規則等の取扱いについて…………… 17

協議第36号 一部事務組合等の取扱いについて…………… 19

協議第37号 総務関係について…………… 21

協議第38号 広報広聴関係について…………… 23

協議第39号 その他関係（交通安全）について…………… 25

③ 確認事項 …………… 27

1. 第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
2. 第6回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会開催について
3. 第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について
4. 第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会臨時開催について
5. 第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

4 その他

5 閉 会

第5回 小林市・高原町・野尻町合併協議会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 会 長	小林市長	堀 泰一郎	17. 委 員	龍神 豊美
2. 副会長	高原町長	日高 光浩	18. "	坂下 実千代
3. "	野尻町長	長瀬 道大	19. "	入佐 廣登
4. 委 員		中屋敷 慶次	20. "	清水 公雄
5. "		小島 利春	21. "	前原 淳一
6. "		西道 紀一	22. "	竹之内 昭一
7. "		久保田 恭弘	23. "	丸山 崇
8. "		首藤 美也子	24. "	瀬戸口 美智子
9. "		松元 朝則	25. "	原田 富雄
10. "		永野 本助	26. "	淵上 貞継
11. "		山田 福雄	27. "	福本 誠作
12. "		種子田 與市	28. "	杉元 豊人
13. "		坂本 新平	29. "	赤崎 峯雄
14. "		西岡 長成	30. "	見越 南州男
15. "		高岩 都津子	31. "	楠元 フタミ
16. "		下別府 明	32. "	竹山 昭徳

(顧 問)

宮崎縣市町村合併支援室長 坂本 義広 宮崎県西諸県農林振興局長 後藤田 悦男

(幹 事)

小林市 末元 三夫 高原町 福留 宜文 野尻町 内村 明生
南崎淳一郎 高妻 経信 谷元 弘朗
久米 勝彦 久保田芳人

(事務局)

事務局長	倉園 凡生	事務局員	野口 健史
事務局次長	谷川 浩二	"	柴内 敏彦
事務局員	鶴水 義広	"	芝田 和之
"	税所 将晃	"	馬場 倫代
"	水町 洋明	"	楠元いず美

(欠席者)

幹事 吉田 哲幸 (野尻町)

以上 (敬称略)

午後1時30分開会

事務局

皆様、こんにちは。ご案内をいたしました時間となりましたので、ただいまから会議を始めさせていただきます。

本日は、合併協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます計画グループの鶴水と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様は、ほかの方のご迷惑にならないよう、静かに傍聴くださいますようお願いいたします。

まず、本日の会議につきましては、32名の委員さん皆さんがご出席でございます。したがって、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、本会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、最初に、本協議会の会長であります堀小林市長にごあいさつをお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日第5回合併協議会を臨時開催することに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げますが、さて協議会設置からはや5カ月が経過をしようとしておりまして、委員の皆様方のご協力によりまして精力的に協議確認を行ってきておりますが、事務局によりまして、これまで協議会で確認された合併協定項目は、45項目のうち約3割程度ということであります。

この間、2つの小委員会でも熱心にご協議いただいておりますが、付託事項の中には、1市2町で見解が分かれ、意見の集約が大変難しいものがあるとの報告を受けておるところであります。

今後は、調整が難航すると思われる協定項目もあり、11月に合併協定調印式、12月に合併関連議案の議決というスケジュールを踏まえますと、今まで以上に集中的な協議、確認をお願いしなければならない厳しい状況であります。

このようなことから、本日は協議会の臨時開催をお願いすることにいたしました。委員の皆様方には、小委員会、協議会ともに大変ご苦勞をおかけしておりますが、1市2町の将来のまちづくりは、皆様方の双肩にかかっているといたっても過言ではありませんので、なお一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、後ほど合併の期日、財産及び債務、条例、規則、一部事務組合を初め、7項目についてご提案させていただきます。いずれも新市における重要事項でありますので、委員の皆様方には熱心なご議論をお願いいたしまして、会長としてのあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、早速議事の方に入らせていただきます。

協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が会議の議長となると定めておりますので、これから会長の方で議事進行についてよろしくお願いいたしますと思います。お願いいたします。

会長

規約の定めるところによりまして、私が議事を進めさせていただきます。ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、協議会会議運営規程第4条の2項の規定によりまして、「委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする」というふうにありますので、委員の皆様はこれを遵守していただきますよう、改めてお願いをいたします。

また、会議録作成上の都合によりまして、意見や質問をされる委員の皆様は、氏名をおっしゃった後に発言をしていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、まず会議録署名委員の指名をさせていただきます。会議録署名委員は、野尻町の見越南州男委員さんと、小林市の下別府明委員さんをお願いいたします。

会長	<p>ここで、協議に先立ちましてお諮りしたいと思いますが、会議の傍聴についてでありますけど、傍聴は原則公開としておりますが、本日の会議を公開してよろしいかどうかお伺いをいたします。何かご意見ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
局長	<p>ご意見ないようであります。ご異議なしと認めます。よって、本日の協議会は公開ということにさせていただきます。</p> <p>それでは、会次第によりまして、以後協議を進行させていただきます。</p> <p>なお、傍聴の皆様方をお願いをいたしますが、発言、あるいは拍手などは議事進行の妨げとなりますので、慎んでいただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、まず報告事項についてでありますけれども、報告第14号について、事務局の説明をお願いします。</p>
会長	<p>協議会資料3ページ、4ページをお開きください。報告第14号第4回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、第4回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。</p> <p>この別紙と申しますのが、4ページに掲げてありますが、小委員会、分科会、部会、首長会、協議会等を含めて19回の会議をもっております。</p> <p>以上で、経過報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいま経過報告が終わりましたけれども、何かこのことについてお聞きになりたいようなことはありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
事務局	<p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、報告事項については、これでご了解をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、協議に入ります。</p> <p>協議第33号合併の期日についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局次長の谷川でございます。私の方でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>協議第33号合併の期日について。合併の期日は、平成22年3月23日（火）とする。</p> <p>この合併の期日につきましては、4月17日に開催されました第1回合併協議会におきまして、合併の期日については、市町村の合併の特例等に関する法律の適用が受けられる期限である平成22年3月31日までに、合併することを目指すものとするというご確認をいただいております。これを受けまして、今回さまざまな見地から検討をいたしました結果、先ほど申し上げましたように、合併の期日は平成22年3月23日（火）とするということで、再提案をさせていただくところでございます。</p> <p>6ページの方をご覧くださいと思います。合併の期日に関する基本的な考え方ということで、ここに6項目掲げております。読み上げながらご説明をさせていただきます。</p> <p>まず1番目に、市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法の期限は平成22年3月31日までとなっております、同期限までに合併が行われない場合、同法に基づく財政支援措置等（地方交付税の算定の特例・地方債の特例等）は受けられないこととなります。</p> <p>2番目に、市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、都道府県知事より総務大臣への届出、総務大臣による告示など、さまざまな手続きが定められており、相当の日数を要することになることから、この点を十分考慮して合併の期日を定める必要がございます。</p> <p>3番目に、合併の期日の決定に当たりましては、住民との意見交換及び合意形成</p>

に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断すべきと考えられております。

4番目に、合併新法期限間際の合併は、年度末と重なり事務が煩雑となり、さまざまな混乱を来すことが予想されることから、これを避けることが適切でございます。

5番目に、事務所の移転や電算システム切り替えにおけるトラブルを防ぐため、合併期日は土日等の休日明けが望ましいと考えられております。

6番目に、先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではございません。各市町村のそれぞれの事情により、期日が定められているところでございます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。

ここでは、平成22年3月23日（火）を合併期日とする理由ということで、大きく1から4まで項目がございます。

内容としましては、先ほどと重複する部分がございますが、合併新法の期限というのが1番目でございます。合併新法期限内の合併には、さまざまな支援措置がございます。

(1)としまして、主な国の支援措置ということで、まず合併推進債による措置がございます。

2番目に、合併前後の臨時的経費に対する財政措置としまして、普通交付税あるいは特別交付税による措置がございます。

そして、(2)としまして、主な県の支援措置として、市町村合併支援交付金の交付が受けられることとなっております。

2番目に、住民サービス等との関係ということで、まず住民サービスへの影響でございますが、安定した住民サービスの提供を確保するためには、円滑な事務事業の移行が求められるところでございます。そのために、一日でも長い準備期間が必要となっております。

2番目に、事務事業の引継ぎでございます。合併により行政の組織機構が再編されます。それに伴いまして、事務用品の移転が発生をいたします。合併時に職員がスムーズな住民サービスを行うためには、休日に移転作業を終え、人事異動に伴う事務の引継ぎなどを行う必要がございます。

3番目に、電算システム等の設置、点検でございます。ご承知のとおり、現在電算システムは、自治体業務の基幹的な役割を担っております。そのため、新市発足と同時に安全かつ確実に稼働することが重要でございます。住民サービスに支障を来さないためには、合併前の平常業務終了後に、電算機器の設置、システムの点検まで確実に終了しておかなければなりません。

また、合併日に向けた準備をすべて終了させ、トラブル防止に備えることも必要となっております。

次に、事務事業・公的行事等との関係でございますが、3月23日ということから考えますと、旧市町における平成21年度の事務事業、各種公的行事がおおむね終了することが可能であると考えられるところでございます。

4番目に、市長、議会議員、農業委員会の委員の選挙、それから議会等との関係でございます。小林市の農業委員会委員の選挙委員の任期満了が、平成22年3月19日でございます。このため、合併前に選挙を執行をいたします。そして、選任委員の選任等についても配慮をしながら、農業委員会の業務が停滞しないように留意する必要があります。

また、現在小委員会で協議をさせていただいてるところでございますが、2町の議会議員が仮に定数特例を適用する場合におきましては、合併期日から50日以内に増員選挙を行うこととなります。

また、なお市長は、平成22年4月23日で任期満了のため、市長選挙と議会議

員増員選挙等の日程を調整するなど、効率的な選挙執行を行っていく必要がございます。

8ページをご覧くださいと思います。8ページから9ページにかけては、合併の期日に関する比較検討表ということで、22年3月23日を初めとしまして、想定される合併期日のそれぞれのメリット、デメリットをお示ししております。これについては、後ほどご覧いただきたいと思います。

9ページをご覧くださいと思います。9ページの表の下の方に、新市発足のために必要な準備作業項目ということで、ここに①から⑨まで掲げてございます。これは、主な準備作業の項目でございまして、このほかにも多くの準備作業が予想されるところでございます。

10ページをご覧くださいと思います。ここでは、合併までの法的手続きを時系列でお示しをしております。左の方が合併に関する手順でございまして、右の方が、それぞれその手続きの時期、期日等をお示しをしております。

まず、20年の4月から10月にかけて、合併協議会における協定項目の協議、確認、あるいは新市基本計画の策定を現在行っているところでございます。

協議を終わりますと、今年の11月上旬から11月中旬にかけて、3市町での合併の是非の判断をしていただきます。それを受けまして、今のところ20年11月28日に合併協定調印式を予定しているところでございます。

調印式が終わりますと、今年の12月議会におきまして、1市2町の各議会で廃置分合、財産処分、議員定数、任期等の合併関連議案の議決をしていただきます。この議決につきましては、すべての議会において可決をされることが合併の前提条件でございまして、

それから、新市発足準備を開始いたします。各議会での議決を受けまして、県知事への廃置分合の申請をいたします。その後、県議会での議決、総務省への届出等が行われ、総務大臣の告示がされますと、法的に合併の効力が発生をいたします。

その後、編入をいたします小林市の議会におきまして、12月定例議会または臨時議会等におきまして小林市が高原町・野尻町から引き継ぐ経費、予算の補正、あるいは小林市の合併協議に基づきます条例改正、制定の議決をしていただきます。施行につきましては、合併期日からということになります。

そして、22年の3月の定例議会、いわゆる合併の直前の議会になりますが、ここでは平成22年度の経常経費、継続事業、いわゆる骨格予算の議決をいただきます。そして、3月23日が新市の発足ということで、条例・規則の施行、新市予算の執行を開始いたします。ここまでの合併準備期間は、15カ月ということで想定をしております。

その後、任期満了による市長選挙、それから議員の方が定数特例を適用された場合は、増員選挙等の執行が予想されることでございます。

その後、市長が選出されますと、臨時議会等におきまして副市長、監査委員等の選任の同意、あるいは地域自治区長を設置される場合は、その選任の報告等が行われる予定でございまして、

あわせて平成22年度の政策的新規事業、いわゆる肉付け予算についての議決をいただくことになろうかと考えております。

11ページをご覧ください。ここでは、全国の合併事例における法的手続、準備期間の状況を、最近の編入合併の事例でお示しをしております。下の段の一番右が、当合併協議会の状況でございまして、先ほども申し上げましたように、法定協設置から廃置分合議決までが当協議会では9カ月、廃置分合議決から合併までが15カ月、計法定協設置から合併までの月数は24カ月、2年間ということでございます。

ご覧いただきますとわかりますように、他の協議会におきましては、7カ月とか、あるいは8カ月で合併をしてる事例もございまして、こういったところ

	<p>につきましては、法定協議会移行前に任意合併協議会で十分な協議をされた上で、法定協議会に移行されている事例かと考えております。</p> <p>次に、12ページでございます。合併事例が多い合併期日の状況ということで、平成11年4月から平成18年4月の状況をお示ししております。一番多いのが10月1日で72件、17.6%でございます。3月につきましては、3月1日、あるいは3月31日といった例がございます。3月23日前後では、3月20日が25件、3月22日が25件というような状況でございます。</p> <p>その下は、22年の1月から3月におけるカレンダーを掲載をしております。</p> <p>13ページ、14ページにつきましては、合併の手続きあるいは合併期日等に関する参考法令を掲載をさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま説明をいたしました協議第33号合併の期日につきまして、何かご意見、ご質問があればお出してください。ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご意見、ご質問もないようですので、それでは協議第33号合併の期日につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第33号につきましては、原案のとおり確認することにいたします。</p> <p>次に、協議第34号財産及び債務の取扱いについてを議題といたします。</p>
南崎企画財政部会長	<p>企画財政部会より説明を願います。</p> <p>それでは、財産及び債務の取扱いについて説明をさせていただきます。</p> <p>資料の16ページでございます。これは、各市町にございます財産、債務をどうするかということのご提案でございます。</p> <p>1番としまして、財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。2番としまして、共通する基金は、整理・統合を図るものとするということとしておりますが、中身につきまして現況調書の資料1の3ページをお開きいただきたいと思います。まず、ここに18年度、19年度の各市町の地方債の状況について掲げております。19年度の決算につきまして、つい先日各市町ともに分析をする決算統計というのがありますが、それを終えましたので、一番最新の数値を挙げております。</p> <p>これで見ていただきますと、地方債の現在高が19年度どれだけあるかということが挙がっております。そして、その下にこの数字だけをもってどういうふうに判断していいのかわかりませんので、標準財政規模という通常毎年入ってくる一般財源といいますか、小林市でいきますと大体100億ぐらいあるわけですが、それは地方税と普通交付税を足したものが、大体9割ぐらいでありますので、大体そういったものに若干譲与税とか一般財源が加わったものというふうに理解していただければいいと思いますが、それを分母といたしまして、割り返したものが地方債現在高倍率というようなことで挙がっております。</p> <p>19年度でいきますと、小林市が240.4、それから、高原町が258.5、野尻町が251.6ということでございます。高原町と野尻町は、小林市に比べると高いわけでございますけれども、18年度と比較してもらいますと、だんだん下がってきていると。逆に小林市は、上がっていったというようなことがあります。</p> <p>これは、下の方の地方債の発行額と、下の方の元利償還、元金、借りの額と返す額、この差が前年度の現在高に加わったもの。ですから、小林市でいきますと、発行額が元金を上回っておりますので、その分が18年度にプラスされて、19年度に来ているというふうに見ていただければいいかと思っております。</p> <p>その下の方が債務負担行為の状況でございますが、これは債務を長期にわたって契約する行為でございますが、これも債務として負っておるわけでございますけれども、これを見ますと、全体的にだんだんこの市町も少なくなってきていると</p>

というのが言えるのではないかと思います。

それから、その下でございますが、これは19年度の上の地方債現在高、先ほど説明を申しました、そのところが、どういった起債を借りているのかというのを分類したものでございます。それぞれ市町の特徴が出ておると思うんですが、ここにそれぞれ掲げております。

それから、次のページでございますが、これは基金の状況でございます。積立金の現在高を示したのですが、基金の中には通常の基金と定額運用をしている基金がございますので、分類をしております。定額運用は、条例等で総額を決めて、その中で運用していくわけでございますが、代表的なものとして、土地開発基金が入れてありますけれども、その他の特定、定額基金につきましては6ページ、それから、上の方の積立金現在高のその他の特定目的基金というのは、そのすぐ下の方にどういった基金があるのかということが、ここに計上してあります。

この基金でございますが、この6ページの対応方針を見ていただきたいと思うんですけども、先ほどご提案申し上げましたように、すべて新市に引き継ぐということでございますが、その他定額運用基金のうち、畜産関係の基金でございますけれども、これは前回の協議会の中で、合併後3年を目処に統合調整するというように承認をいただきましたので、それについてはそういった調整方針によるということでございますが、ほかの目的が同じ基金は整理・統合を図るというようなことで、現行のまま新市に引き継ぐという調整方針をとっております。

それから、次を開けていただきたいと思いますが、これは特別会計に係る分でございます。特別会計も、それぞれ起債残高もありますし、基金もあります。その状況をここに掲げておりますが、小林市でいきますと農業集落排水とか公共下水道事業の残債がここに挙がっております。高原町でいきますと、病院の分が企業会計、企業債としてここに挙がっております。

それから、その下が基金の状況でございますけれども、これは特別会計が持っている基金の現在高でございますが、言葉が若干違ってはおりますが、例えば国保にしまして2段階挙がっておりますけれども、これは中身的には同じものだ。介護の方も2つ挙がっておりますが、一緒であるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

ここに挙がっていることで対応方針としましては、この特別会計に係る分についても、すべて新市に引き継ぐと。そして、同一会計内の基金については、個別の所管で統合を図るよう調整をするということとしております。

それから、続きまして11ページでございますが、これは庁舎に係る分でございます。それぞれ規模とか、どういった地理的条件とか、面積とかここに掲げてありますけれども、課題にありますように、本庁舎となる小林市役所は、建築後45年が経っております。もう非常に老朽化が進んでるわけでございますが、建築基準法の耐震基準をも満たしていないというふうなことで、また執務内のスペース、会議室等の確保もできない状況にあるという現状がございます。

それから、高原町、野尻町の庁舎本館は、建築後35年が経っておりまして、これも老朽化が進んでいると、補強が必要であるというふうなことでございます。

小林市におきましては、庁舎建設検討委員会を立ち上げまして、いろいろ検討したわけでございますが、まだ構想として決定を見たわけではございませんが、構想の素案というのにはでき上がっております。そういったことも踏まえまして、本庁舎の改築及び総合支所庁舎の整備等を計画的に進めていくという対応方針としております。

それから、その下でございますが、ここには公用車と債権の状況を上げております。公用車がここに掲げてありますように、全体で302台でございます。

それから、債権の状況は、先ほど基金のところでもその他定額運用基金等がございましたが、そのうちそれを原資としまして、このここにある畜産関係の貸付けを行っているものがございまして、高原町のところに基金と書いてありますのは、そう

<p>会長</p>	<p>いった基金を貸付金として運用しておりまして、その貸付現在高が今これだけあるというふうにご理解いただきたいと思います。あとは一般会計の方で貸付けをするというふうなことでございます。これも、公用車は現行のまま新市に引き継ぐものとし、債権については、個別の所管で調整するという方針でございます。</p> <p>以上、ご提案を申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございました。ただいま説明をいたしました協議第34号財産及び債務の取扱いにつきまして、何かご意見、ご質疑のあられる方はお出してください。ございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、お諮りいたしますが、協議第34号財産及び債務の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第34号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p> <p>次に、協議第35号条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>総務部会より説明を願います。</p>
<p>殿所総務部会長</p>	<p>それでは、総務部会の担当をしております殿所といたします。よろしく願いをいたします。</p> <p>資料の17ページをお開きを願いたいと思います。協議第35号条例、規則等の取扱いについてということでございます。</p> <p>これにつきましては、資料1の1の15ページを見ていただきたいと思います。行政事務事業等を行う上で、法律等をもとにするわけでございますが、各市町村におきましては、独自に条例、規則等を設けながら、それを活用して事務事業等を行っておるといった状況がございます。</p> <p>そういうことで、小林市・高原町・野尻町におきましては、条例、規則、その他というふうに表示してございますけれども、このような設定状況があるということでもございました。その他といいますと、要綱、要領とか、そういうもの等が入っておるといってご理解をいただきたいと思いますが、あわせて小林市においては910本、高原町におきましては377本、野尻町におきましては367本というものが設けられておるといったことでもございます。</p> <p>そういうことで、課題のところを御見みますと、同一種類、同一目的の条例、規則等と、独自の条例、規則等があるということでもございます。</p> <p>その対応方針でございますが、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正を行うということで、調整方針としては、小林市の制度等に統一するというような現況調書がそのようになっております。</p> <p>また、資料の方に、18ページにお返りいただきたいと思いますが、これらを踏まえまして、協定項目第13号条例、規則等の取扱いとしましては、1番ですけれども、条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行うということでございます。</p> <p>これは、今後調整を行うわけでございますから、その調整の内容によりましては、新しく条例を制定する場合もございまして、今小林市の条例等を改正する場合も出てくるというようなことを踏まえまして、このような調整となったということでもございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいま説明をいたしました協議第35号条例、規則等の取扱いについて、何かご質問、ご質疑があればお出してください。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	

会長	<p>ご質疑、ご意見もないようでありますので、それではお諮りをいたしますが、協議第35号条例、規則等の取扱いについては、これを原案のとおり確認することにしてご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第35号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p> <p>それでは、次に協議第36号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。</p>
南崎企画財政部会長	<p>企画財政部会より説明を願います。</p> <p>それでは、協議第36号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>資料の20ページをお開きください。ここに項目を挙げておりますが、この中には総務部会に係る部分もございませけれども、関連がございませるので、私の方で一括して提案を申し上げたいと思ひます。</p> <p>現況調書でいきますと、19ページからということになりますが、1番からいききたいと思ひます。西諸広域行政事務組合については、小林市（新市）及びえびの市による一部事務組合とする方向で調整するというごこととございませ。</p> <p>それから、2番と3番ですが、小林野尻高原衛生事業組合と霧島美化センター事務組合でございませけれども、これはそれぞれの構成団体が小林、高原、野尻でございませるので、これにつきましては、合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員はすべて新市に引き継ぐこととするということにしてございませ。</p> <p>それから、4番目でございませますが、宮崎縣市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、高原町、野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退すると。そして、宮崎縣市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、高原・野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整すると。</p> <p>それから、5番目といたしまして、宮崎県後期高齢者医療広域連合については、高原町、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退すると。</p> <p>それから、6番目といたしまして、高原町及び野尻町の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散するというごこととしてございませ。</p> <p>以上、ご提案を申し上げます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま説明をいたしました協議第36号一部事務組合等の取扱いにつきまして、何かご意見、ご質疑があればお出しください。ありませんか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、お諮りをいたします。協議第36号一部事務組合等の取扱いにつきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第36号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p> <p>次に、協議第37号総務関係についてを議題といたします。</p> <p>総務部会より説明を願ひます。</p>
殿所総務部会長	<p>資料21ページの協議第37号総務関係についての中の情報公開、表彰制度の分でございませ。</p> <p>資料1の1の33ページをお開きを願ひたいと思ひます。ここには、情報公開条例ということで、小林市、高原町、野尻町それぞれのもが示されてございませ。見てみますと、開かれた行政を目指すというような観点から、このように定めてございませというふうにしてございませけれども、各市町におきましては、項目に若干の違いがあるという状況でございませして、それを踏まえまして小林市の制度に統一するというごことと調整をしたところとございませ。</p>

	<p>若干の違いと言いますと、どこら辺が違うかと言いますと、特殊この公開請求できるものと、どこら辺が若干違うようございまして、小林市の条例見てみますと、何人も請求することができるというふうになっておりますが、高原町さんと野尻町さんの方は、町内に住所を有する人というふうな部分があるようございまして、そこら辺が違っているのかなということが感じられるところでございます。</p> <p>次に、34ページからは、個人情報保護条例の部分がございまして。今度は、情報公開とは違いまして、個人情報をどのように保護するかという部分を定めた条例でございまして。これは、37ページまでに及んでおるわけでございますけれども、これも中身の方は大方大きな違いはないようございまして、若干の項目の違いはあるようございまいしょうが、そのようなことで小林市の制度等に統一するという対応方針でございまして。</p> <p>それから、42ページと44ページをお開きを願いたいと思います。ここには、表彰制度の状況が書いてあるところでございまして。それぞれ小林市においては、小林市民表彰条例、高原町さんにおきましては、高原町町民栄誉賞表彰要綱、野尻町におきましては、総合文化祭表彰選定基準というようなものが定められておるようございまして。</p> <p>次のページをお開きを願いたいと思いますが、ここにはそれぞれ表彰を過去に受けられた人たちが掲載をされておるところでございまして。</p> <p>このような条例、規則等をもとにしながら、それぞれこのように制定をされておるわけでございますけれども、対応方針といたしましては、小林市の制度等に統一すると、名誉、栄誉町民は高原町と野尻町さんいらっしゃいますけれども、それぞれ現行のまま引き継ぐんだという対応方針でございまして。調整方針としては、小林市の制度等に統一するというところでございまして。</p> <p>これらをもとに、22ページにお返りを願いたいと思っておりますけれども、情報公開についてということで、(1) 情報公開。情報公開条例については、小林市の条例を適用する。</p> <p>(2) 個人情報保護としまして、個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。</p> <p>2番、表彰制度については、表彰制度については、小林市の制度等に統一する。名誉(栄誉)町民については、現行のまま引き継ぐというような提案でございまして。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま説明をいたしました協議第37号総務関係につきまして、何かご質疑、ご意見があればお出しください。ございませんか。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、お諮りいたします。協議第37号総務関係につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第37号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p>
殿所総務部会長	<p>次に、協議第38号広報広聴関係についてを議題といたします。</p> <p>総務部会より説明を願います。</p> <p>それでは、23ページからになりますけれども、協議第38号広報広聴関係についてでございます。</p> <p>これにつきましては、資料1の1の47ページをお開きを願いたいと思います。ここに広報紙の状況が書いてあるわけでございますが、それぞれ小林市、高原町、野尻町に広報紙がございまして。また、それからお知らせもそれぞれあるということでございます。違う部分といたしましては、この課題のところに書いてございましてけれども、区長、組長、班長及び分区会長への配布方法が市町で異なるということでございます。</p>

	<p>そして、郵送希望者という方が各市町村おられますけれども、それにつきましては、郵送費用を野尻町はすべて公費で負担をされていらっしやると。小林市、高原町では、地元出身者へは商工観光課、まちづくり推進課で公費郵送。ただし、送付回数は年数回というような状況があるということでございます。</p> <p>対応方針といたしましては、この区長、組長等の配布方法ですが、配布方法については、小林市の制度に統一すると。それから、郵送希望者への送付は、小林市の制度に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求めるというようなこととでございます。</p> <p>この野尻町の郵送の部分につきましては、配布方法のこのページの右のところに、四角で参考というふうに書いてございますけれども、別途そういうふうな公費で送っておられますけれども、寄附もいただいておりますというような状況がここに書いてございまして、発送料が37万8,000円というふうになりますけれども、18年、19年にはそのような、それに相当近いような、あるいはオーバーするような寄附等もいただいておりますという状況になっておるようでございます。</p> <p>それから、資料1の1の49ページをお開きを願いたいと思います。これは、市勢・町勢要覧、便利帳の状況ということでございます。それぞれ市勢要覧、あるいは町勢要覧というものは、小林、高原、野尻それぞれあるということでございます。</p> <p>一方、便利帳の方を見ますと、小林市にだけあるというようなこととございまして、課題といたしましては、新市の市勢要覧を作成する必要があると。それから、便利帳は、小林市のみが発行しておるといような課題でございまして、対応方針としては、小林市の制度等に統一するということとでございます。</p> <p>これらを踏まえまして、もとの資料の24ページにお返りを願いたいと思いますけれども、協定項目第25号各種事務事業の取扱いのうち、(3)広報広聴関係でございますが、1番、広報関係について、(1)広報紙、広報紙の配布方法については、小林市の制度に統一する。郵送希望者への送付については、小林市の制度に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求めます。</p> <p>それから、(2)市勢・町勢要覧、便利帳でございますけれども、市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度に統一するというような御提案でございます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま説明をいたしました協議第38号広報広聴関係につきまして、何かご意見、ご質疑のあられる方はお出してください。松元さん。できましたら、お名前をおっしゃってから発言をなさってください。お願いします。</p>
松元委員	<p>小林市選出の松元です。広報紙について、分科会、幹事会でどのような議論がされたかをお聞かせをいただきたいと思うんですが、それぞれ小林市、高原町、野尻町違います。高原町、野尻町は区、班ですかね、区、分区長、そういう構成になってまして、基本的には規則でうたわれてますよね。そして、行政区としての位置づけがされてると思うんですね。小林の場合は、単なる自治会です。いろいろ仕事を願っているのは、委託契約をやっておるわけですね。中身が違います。</p> <p>ただ、原則的には、小林であれ高原であれ、野尻であれ、区、組に入っていようが、分区に入っていようが、税金を納めている市民、住民に対しては、原則全部配布するというのが私は原則だと思ってる。地方自治の本旨に基づけば、そういうことだと私は思ってるんですが、私は小林の議会の中でも随分議論をずっとやってきているんですが、今現行は小林市はそういうことになっています。</p> <p>ただ、調整の仕方としては、小林市のやつに統一をすると、こうなっておりますが、しっかりその原則の部分は議論されているのかどうか、こういうことを最初から決めますと、小林市のレベルでいきますと、区、組に入っていない人には配らないよと、こういうことになってしまうんですね。そういうことを最初から決めてよろ</p>

<p>会長</p>	<p>しいのかどうか、ちょっと見解をお伺いいたします。 総務部会で何かありますか。 暫時ちょっと休憩いたします。 午後2時23分休憩～午後2時32分再開</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 総務部会より答弁をお願いします。</p>
<p>殿所総務部会長</p>	<p>この広報紙の配布方法ということでございまして、小林市は今松元委員さんが言われますように、委託契約をして区、組長さん方にお配りをしておるといふことでございます。 それからまた、未加入者の方におかれましては、郵送希望者には郵送、自己負担という形になりますけれども、やっておりますし、それから、各施設、公共施設とか、あるいは商店とか、スーパーとか、そういうところに置いたりもいたしております。 これを方式につきましては、区、組長等に委託して送付するという部分は違っておりますが、あとの未加入者に対応方法としては、小林、高原、野尻いずれも同じような形をとられておるといふのが現況でございます。 そのような中で、分科会で議論した中では、小林市の委託方式でよかろうという議論でまとまったということでございます。 それから、区、組の行政連絡機構のあり方も若干触れられたような気がしたんですが、これは別途自治会行政連絡機構のあり方ということで、もう一回ご提案をする形になっていくというふうに思います。</p>
<p>会長 松元委員</p>	<p>よろしゅうございますか。 私が申し上げたのは、繰り返しになるかもしれませんが、やっぱり原則は地方自治法10条ですかね、まず住民が最初に出てくるわけですよね。その後、議会の権能が出て、あと執行権者の機能が出てくる。こういうので地方自治法構成されてるんですが、あくまでも根本は、その住民が主人公であるということをやっているわけですね。区、組に入るためにさまざまな事情があって、入れない人、入らない人もいらっしゃると思います。 そこを現行、単なる例えば小林市でいえば、単なる自治組織ですよというところだけを対象にするというのは、私は基本的にはいかがなものかなと、そういう認識を持ちながら、今後改善していくというやっぱりものをもっていないと、おかしいですよということをおは申し上げておきたいなと思ったんです。 高原、野尻さんは、規則でうたっている区だとか分区の構成ですよ。小林市はまた違いますから、そういう行政区としての位置づけをされてるところは、ある程度僕はその形が、理由づけがちゃんとなるかなと思うんですけども、小林市の場合違いますよねと。だから、小林市で統一されるんですかと、そういう議論もやっぱり私は基本的にはされておかないと、おかしいなと思ったものですから、お尋ねした次第です。今後の努力を私は期待をしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>会長</p>	<p>ご質疑も尽きたようでありますので、お諮りいたします。協議第38号広報広聴関係につきましては、これを原案のとおり確認することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、協議第38号につきましては、原案のとおり確認することといたします。 次に、協議第39号その他関係、これ交通安全についてでありますけど、これを議題といたします。 総務部会より説明を願います。</p>
<p>殿所総務部会長</p>	<p>それでは、資料の25ページ、協議第39号その他関係の交通安全についてということでございます。</p>

	<p>これは、資料1の1の55ページをお開きを願いたいと思います。これは、交通指導員のことにつきまして、ここに掲げてあるところをございまして、それぞれ小林市、高原町、野尻町さんにおかれましては、規則等を定めながら交通指導員を置いて、交通安全対策といえますか、そちらの方の取り組みをされていらっしゃるということでございまして、これを見ますと、人数ですか、そういうものが若干違うということでございまして、その中でも高原町さんと野尻町さんにおかれましては、定員と実人数ですか、それが若干違うというような状況が出ておるようございまして。</p> <p>そういうことで、課題といたしましては、規則に定められた定数と現状人員の差が大きいと。それから、勤務日が各市町で違っておるといような課題がございまして。</p> <p>対応方針といたしましては、現状の実人員32名を定数とすると。勤務日は、合併日までに調整するといようなことございまして。</p> <p>これらを踏まえまして、資料の26ページに返っていただきたいと思ひますけれども、協定項目第25号各種事務事業の取扱いのうち、19その他関係、交通安全ですが、1番、交通指導員については、現状の実人員32名を定数とする。交通指導員の勤務日については、合併までに調整するといような提案でございまして。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。説明をいたしました協議第39号その他の関係(交通安全)についてですが、これについてご意見、ご質疑のあられる方はお出しください。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご質疑もないようでありますので、お諮りいたします。協議第39号その他関係(交通安全)につきましては、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、協議第39号につきましては、原案のとおり確認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日お諮りすべき案件につきましてはすべて議了したわけあります。皆様方のご協力に対しまして感謝を申し上げまして、私の責めを終わらせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>ほか、あとは事務局の方で進行をお願いします。</p>
局長	<p>資料ページの一番最後になりますけれども、27ページをご覧ください。確認事項といたしまして、これ以降のスケジュールを記載してございまして。</p> <p>第8回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の開催が、20年8月28日(木)午前9時半より、高原町総合保健福祉センターの「ほほえみ館」中研修室で開会されます。</p> <p>そして、第6回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会、これが平成20年8月28日(木)午前9時30分、高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室で開会されます。</p> <p>そして、第6回小林市・高原町・野尻町合併協議会が、平成20年8月28日(木)午後1時30分より、高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホールで開会されます。</p> <p>第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催が、平成20年9月18日(木)午後6時より、小林市役所4階大会議室で開会されます。</p> <p>そして、第7回小林市・高原町・野尻町合併協議会が、平成20年9月25日(木)午後1時30分より、野尻町農村環境改善センターホールで開会されますので、委員の皆様方におかれましては、スケジュールとして確認をお願いいたします。</p> <p>それともう一点、お手元に講演会のご案内ということで、ピンクの用紙が配付されてると思ひますが、これについては、県の合併支援室が「合併地方分権改革と</p>

事務局	<p>今後の市町村のあり方について」ということで、講演会をされるということで、行き帰りについては、ご自身で行っていただくということになるんですけども、とりまとめを事務局の方で行いますので、ご希望の方はお帰りの際に受付の方でおっしゃってください。とりまとめて支援室の方に連絡いたしますので。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、皆様、長時間にわたり本当にお疲れさまでした。</p> <p>以上をもちまして、第5回協議会のすべてを終了いたします。</p> <p>なお、お帰りの際は交通事故等に気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">午後2時42分閉会</p>
-----	---

会議録署名委員 下別府 明

会議録署名委員 見越 南州男